

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策（事業者向け）

名称	対象	説明	問合せ先
雇用調整助成金	従業員の雇用の維持を図りたい方に	<p>事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置により、助成率及び上限額の引き上げを行っており、1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当などのうち最大10/10が助成されます。</p> <p>※この特例措置は令和2年4月1日から令和3年4月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間が対象です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金コールセンター（厚生労働省） TEL:0120-60-3999 ・静岡労働局職業対策課 TEL:054-653-6116 （1）浜松（浜松市のうち中区・東区・西区・南区） TEL:053-457-5161 （2）細江（浜松市のうち北区） TEL:053-522-0165 （3）浜北（浜松市のうち浜北区・天竜区） TEL:053-584-2233
浜松市飲食店感染対策補助金	飲食店を営む方に	<p>新型コロナウイルス感染症の影響長期化を見据え、継続的に感染対策に資する事業を実施した、飲食店を営む中小企業者等に対して事業費の一部を支援します。</p> <p>【補助対象】 以下の全ての条件を満たしている場合に補助対象となります。 （1）浜松市の区域内にある飲食店を営業している中小企業者等又はその飲食店に併設されたフードコート等の管理をしている中小企業者等 （2）市税を完納している者、又は市からの徴収猶予若しくは換価の猶予を受けている者 （3）市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である者（特別徴収を行う必要のない正当な理由がある者を除く） （4）浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団及びその団員等と関わりがない者</p> <p>【補助対象となる経費】 工事費 換気扇の新設・増設、パーテーション設置工事、エアコン工事 等 物品購入費 パーテーション、非接触で体温を測る機器、扇風機 等 リース料 賃貸借契約に基づく賃料（不動産は除く）、ファイナンス・リース契約に基づくリース料 等</p> <p>※ 詳しくは、「補助金交付要綱第4条の別表に示した経費の具体的な対象事業及び判断基準」をご確認ください。</p> <p>【補助金の額】 補助対象経費の1/2以内（最大30万円まで）</p> <p>【申請受付期間】 令和3年6月1日（火曜日）～令和3年9月30日（木曜日）消印有効</p>	<p>浜松市飲食店3密対策補助金事務局 直通：053-488-6330</p>
はままつ安全・安心認証店PR補助金	はままつ安全・安心な飲食店認証を取得した飲食店に	<p>「はままつ安全・安心な飲食店認証」を取得した飲食業のPR経費を補助します。</p> <p>【対象者】 （1）はままつ安全・安心な飲食店の認証を取得した店舗 （2）個人事業主または、中小企業者等</p> <p>※条件詳細は募集要領をご確認ください。</p> <p>【対象経費】 はままつ安全・安心な飲食店認証店舗であることを周知・PRするための経費が補助対象です（補助対象経費の1/2。最大30万円）。</p> <p>【申請方法】 WEB又は郵送</p> <p>【申請受付】 令和3年6月1日（火）～令和3年8月31日（火）まで</p>	<p>浜松市飲食店3密対策補助金事務局 直通：053-488-6330</p>

<p>新しい生活様式支援天竜材活用事業</p>	<p>非住宅建築物を所有する事業者</p>	<p>1. 木材の8割以上FSC認証材を使用した木製什器の購入費または2. FSC認証材の購入費（木材の8割以上FSC認証材を使用した木製什器を自ら作製かつ設置した場合）の補助金を支給します。 補助率：対象経費（税抜）の2/3 上限：500千円（1非住宅建築物につき） ※千円未満切り捨て 申請期間：令和2年6月18日～令和3年9月30日 必着 事業実施期間：令和2年4月7日～令和3年8月31日（設置完了まで） 浜松市3密対策事業者支援事業費補助金、浜松市飲食店3密対策事業者支援事業費補助金、浜松市パーテーション設置支援事業費補助金と本補助金との重複申請はできません。</p>	<p>浜松市産業部林業振興課 TEL：053-457-2159</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対策・生産者等SOS掲示板</p>	<p>農林水産物などの過剰在庫の解消や、販売促進につなげたい方に</p>	<p>市内の農林水産物などの過剰在庫の解消や、販売促進を支援するため、このような事業者の情報をとりまとめ、掲示板に掲載しています。</p>	<p>浜松市産業部農業水産課 TEL：053-457-2333</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対策・一次産業者等マッチング事業</p>	<p>売り上げの低迷や過剰在庫を抱えている方に</p>	<p>市内の農水産物などの過剰在庫の解消や、販売促進を支援するため、事業者の情報をとりまとめ、流通関係者とのマッチング事業を行います。</p>	<p>浜松市産業部農業水産課 TEL：053-457-2333</p>
<p>福祉貸付事業・医療貸付事業</p>	<p>福祉関係施設・医療関係施設等の事業者の方に</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設・医療関係施設等に対して、無担保・無利子で新型コロナウイルス対応支援資金の融資を行います。</p>	<p>独立行政法人 福祉医療機構 （1）福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル TEL：0120-343-862 （2）医療貸付専用ご相談フリーダイヤル TEL：0120-343-863</p>
<p>中小企業生産性革命推進事業</p>	<p>生産性向上や制度変更をしたい方に</p>	<p>生産性向上や制度変更への対応に取り組む中小企業者が利用できる補助金で、以下の3つがあります。 《ものづくり補助金》中小企業などが行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資などを支援します。 《小規模事業者持続化補助金》小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組などを支援します。 《IT導入補助金》中小企業などが行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得などの付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。</p>	<p>生産性革命推進事業に係るお問い合わせコールセンター TEL：03-6837-5929</p>
<p>はままつ安全・安心な飲食店認証制度</p>	<p>飲食業を営む方へ</p>	<p>浜松市が定めた感染症予防に係る基準を遵守している飲食店に対し、現地確認のうえ「はままつ安全・安心な飲食店認証店舗」として認証を行います。認証時にはステッカーをお渡ししますので、店舗の入り口等に掲示することができます。</p>	<p>はままつ安全・安心な飲食店認証制度事務局 TEL：053-458-2005</p>
<p>「手持ちハンドマスク」の配布</p>	<p>飲食業を営む方へ</p>	<p>パーテーションの設置が難しい飲食店の皆様に、使い捨て飛沫防止マスクを配布します。 【配布対象】 焼肉店、鉄板焼店、お好み焼き店、しゃぶしゃぶ料理店など物理的にテーブルに飛沫防止対策としてのパーテーションの設置ができない飲食店 【申請方法】 WEBフォーム（先着順） 【配布方法】 郵送 【配布時期】 令和3年4月中旬以降 【配布枚数】 ・16万枚（大サイズ8万枚、小サイズ8万枚） ・各店舗800枚（大サイズ400枚、小サイズ400枚） ※配布枚数には限りがありますのでご注意ください。</p>	<p>浜松市産業部観光・シティブロモーション課 TEL：053-457-2295</p>

<p>「さきめしはままつ」キャンペーン</p>	<p>飲食業を営む方へ</p>	<p>「さきめしチケット」を利用して、お気に入りやなじみのお店に応援の気持ちを込めて先払いの電子チケットを購入して、お好きなタイミングで期間内に利用する仕組みです。チケットにはプレミアム分を上乗せするとともに、購入手数料も無料として、購入を促進します。 【プレミアム特典】 プレミアム率25%+購入手数料0円、購入者の中から抽選で1000人に5000円相当の地域の特産品プレゼント 【チケット販売期間】 令和3年3月26日～8月31日 【チケット利用期間】 令和3年3月26日～9月30日 <キャンペーンに参加したいお店の方へ> 【参加条件（すべてを満たす必要があります。）】 はままつ安全・安心な飲食店認証制度の認証を受ける。 1の認証を受けたうえで、キャンペーンに参加登録をする。 ※参加登録の方法については、さきめしはままつキャンペーン事務局までお問い合わせください。 店舗登録は令和3年7月30日（金曜日）まで随時受け付けています。</p>	<p>さきめしはままつキャンペーン事務局 TEL：053-413-2610</p>
<p>事業再構築補助金</p>	<p>ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための事業再構築を検討している事業者の方へ</p>	<p>《事業再構築補助金》 ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。</p>	<p>事業再構築補助金事務局コールセンター TEL：0570-012-088</p>
<p>月次支援金</p>	<p>緊急事態措置・まん延防止等重点措置実施都道府県のお客様に商品・サービスを提供する事業者へ</p>	<p>【給付対象】 ①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となり得ます。 ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。 ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること。 【給付額】 中小法人等：上限20万円／月 個人事業者等：上限10万円／月 【申請期間】 4月分／5月分：2021年6月16日～8月15日 6月分：2021年7月1日～8月31日</p>	<p>月次支援金相談窓口 TEL：0120-211-240 IP電話専用回線 TEL：03-6629-0479</p>
<p>日本政策金融公庫の融資</p>	<p>資金繰りのため融資を受けたい方に</p>	<p>一時的に業況悪化をきしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります</p>	<p>日本政策金融公庫 TEL：0120-154-505</p>
<p>商工中金の融資</p>	<p>金繰りのため融資を受けたい方に</p>	<p>資金繰りに支障をきたしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。</p>	<p>商工中金 TEL：0120-542-711</p>
<p>法人市民税、事業所税、市たばこ税・入湯税・鉦産税の申告・納付期限の個別延長</p>	<p>税金の申告・納付が困難な方に</p>	<p>本来の期限までに申告することが困難な場合、税の申告・納付期限の延長が認められる場合があります。</p>	<p>浜松市財務部市民税課 TEL：053-457-2152（法人市民税、事業所税） TEL：053-457-2144（市たばこ税、入湯税、鉦産税）</p>
<p>（公財）産業雇用安定センターによる雇用シェアの活用支援</p>	<p>人手不足、雇用過剰で困っている方に</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア（在籍型出向）を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行います。</p>	<p>公益財団法人産業雇用安定センター浜松駐在事務所 TEL：053-458-3621</p>
<p>新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対する県税における徴収猶予の特例制度</p>	<p>新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当に減少があった方</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。</p>	<p>所管の県財務事務所</p>

水道料金・下水道使用料の支払い猶予	公共料金の支払いが困難な方に	売上が大幅に減少するなどの事情により、一時的に支払いが困難な方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	浜松市上下水道部お客さまサービス課 TEL:053-474-7814
国税の申告・納付期限の延長	税金の申告・納付が困難な方に	法人税や消費税などを期限内に申告することが困難な方は、申告・納付期限の延長が認められる場合があります。	各税務署
厚生年金保険料などの納付猶予	社会保険料の支払いが困難な方に	厚生年金保険料などの納付が困難な場合は、猶予を受けられることがあります。	各年金事務所
電気・ガス料金の支払い猶予	公共料金などの支払いが困難な方に	電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者
通信料金の支払い猶予	公共料金などの支払いが困難な方に	通信料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者

◆相談先一覧

<p>中小企業者向け新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口のご案内</p>	<p>浜松商工会議所 TEL: 053-452-1115 浜名商工会 TEL: 053-592-3111 浜北商工会 TEL: 053-586-2171 天竜商工会 TEL: 053-925-5151 奥浜名湖商工会 TEL: 053-527-2600 静岡県信用保証協会浜松支店 TEL: 053-458-1212 静岡県中小企業団体中央会西部事務所 TEL: 053-453-2195 株式会社日本政策金融公庫浜松支店 TEL: 053-454-2342 (国民生活事業) / 053-453-1611 (中小企業事業) 日本貿易振興機構浜松貿易情報センター (ジェトロ浜松) TEL: 053-450-1021 静岡県行政書士会 TEL: 053-254-3003</p>
<p>新型コロナウイルス感染症に関連した経営・技術・知財相談</p>	<p>公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 TEL: 053-489-8111</p>

※7月1日時点の内容です。最新の情報や制度の詳細は各団体のウェブサイトか本表の問合せ先でご確認ください。